

## 【香川銀行テレホンサービス利用規定】

### 1. 香川銀行テレホンサービス

- (1) 香川銀行テレホンサービスとは 香川銀行テレホンサービス（以下「本サービス」という）とは、契約者ご本人（以下「お客様」という）の電話による依頼に基づき、振替、振込、定期預金、外貨預金、口座情報の提供、各種届出の取り次ぎ、相談業務等（以下一括して「取引」という）を行うサービスをいいます。なお、サービスの種類については当行が別途定めるものとし、お客様に通知することなく変更することがあります。
- (2) 利用対象者 本サービスの利用対象者は、当行に当行所定の申込書を提出した個人で、当行が利用を認めた方とします。また、行為能力のないお客様はご利用できません。
- (3) 利用できる電話機 本サービスを利用する際に使用できる電話機の種類は当行所定のものとします。
- (4) 取扱日、取扱時間 本サービスの取扱日、取扱時間は当行が別途定めるものとし、お客様に通知することなく変更することがあります。
- (5) 規定の遵守 お客様は本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。
- (6) セルフうどん支店における取引については、セルフうどん支店取引規定が本規定に優先します。

### 2. 本人確認

- (1) 暗証番号 お客様は当行に対し本人確認のための「暗証番号」を届出するものとします。
- (2) 契約者番号・第二暗証番号 当行はお客様の「契約者番号」及び銀行が付与する「第二暗証番号」を記載した「ご契約者情報」をお客様の届出住所宛に郵便により貸与します。
- (3) 本人確認手続き 本サービスのうち、当行所定の取引については、お客様から電話で通知される「契約者番号」と当行に登録されている「契約者番号」との一致、およびお客様から電話で通知される「暗証番号」とお客様があらかじめ当行に届出の「暗証番号」との一致を確認します。なお、資金の移動を伴う取引のうち、当行所定の取引については、上記の確認に加えて、「第二暗証番号」で本人確認を行います。
- (4) 契約者番号・暗証番号・第二暗証番号の管理 「契約者番号」・「暗証番号」・「第二暗証番号」は厳重に管理し、他人に教えたり紛失・盗難等にあわないよう十分注意してください。「契約者番号」・「暗証番号」・「第二暗証番号」が盗取され他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかにお客様から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに本サービスの利用停止の措置を講じます。なお、当行行員が「暗証番号」をお尋ねしたり、「ご契約者情報」をお預りすることはありません。

### 3. 暗証番号の無効および利用の停止

- (1) お客様が届出と異なる「暗証番号」・「第二暗証番号」を当行所定の回数以上連続して使用したときは、届出の「暗証番号」は無効とし、以後の本サービスの取扱いを中止します。
- (2) 本サービスを引続き利用される場合は、当行所定の手続きをしてください。
- (3) 「暗証番号」を失念した場合、速やかにお客様から当行所定の書面により届出てください。

### 4. ご利用口座の届出

- (1) 代表口座・振替指定口座の届出
  - ① 本サービスで資金移動に利用する口座として、代表口座・振替指定口座は事前には当行所定の書面により届出するものとします。
  - ② 代表口座は総合口座（以下「代表口座」という）の普通預金口座を届出してください。
  - ③ 振替指定口座として登録できる預金の口数は当行所定の口数に限定します。また、振替指定口座の口座開設店は代表口座開設店に限定します。
  - ④ 振替指定口座として登録できる口座は代表口座以外のご本人名義の普通預金、貯蓄預金、および通帳式定期預金とします。なお、代表口座の貯蓄預金口座および定期預金口座は自動的に本サービスの対象になるものとし、書面による届出は不要とします。
  - ⑤ 代表口座および振替指定口座としてマル優扱いの口座は登録できません。
- (2) 振込先口座 振込先口座は内国為替による振込先としてオペレーターとの取引時または当行所定の書面により登録できるものとします。
- (3) 外貨預金 本サービスの契約者のステートメント方式の外貨普通預金は自動的に本サービスの対象となるものとし、書面による届出は不要とします。

### 5. 取引の依頼、変更、取消

- (1) 取引依頼の方法
  - ① 取引を依頼するときは本サービスへの電話で前記 2. の本人確認の手続きを経た後、音声ガイドに従って、電話機のボタン操作による指示、またはオペレーターに対する取引に必要な事項の音声指示により正確に伝えてください。
  - ② 当行はお客様から送信または伝えられた内容を復唱し、それに対してお客様の応諾の意思表示があった時点で取引等の依頼を受付したものとします。
- (2) 依頼内容の録音 お客様の電話による指示内容はすべて録音され、当行に 10 年間保存されます。
- (3) 取引内容の変更 取引依頼を受付した後は依頼内容の変更はできないものとします。変更が必要ときは、新たに取引を依頼してください。
- (4) 取引の取消 次の場合は取引の依頼がなかったものとします。
  - ① 取引金額（手数料等を含む）が資金の支払口座（以下「支払指定口座」という）の支払可能残高を超えるとき。
  - ② 1 日の取引限度額を超えるとき。
  - ③ 支払指定口座に支払停止の事由（口座の解約、お客様からの支払停止依頼、裁判所等公的機関の措置等）があるとき。
  - ④ 振替等の資金の入金口座（以下「入金指定口座」という）に入金停止の事由（口座の解約、お客様からの入金停止依頼等）があるとき。
  - ⑤ 端末機・通信回線またはコンピュータ等の障害、災害・事変により取引ができないとき。
  - ⑥ 当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由により取引ができないとき。

### 6. 取引の実行

- (1) 実行の時期 当行所定の時限までに受付した取引は受付日に処理します。なお、振込取引については平日の 14 時までに受付した取引は受付日に処理します。ただし、振込取引で平日の 14 時以降の受付については、受付日の翌銀行窓口営業日（以下「翌営業日」という）に処理します。
- (2) 処理の順位 1 日に複数の取引依頼があり、その総額が 1 日当りの取引金額の限度額を超えるとき、または支払指定口座の支払可能残高を超えるときは、そのいずれの取引を処理するかは、当行の任意とします。

### 7. 取引の確認

- (1) 取引内容の確認 資金移動を伴う取引を行った後は、速やかに最寄りの当行営業店窓口、現金自動機等で預金通帳に記帳し、取引内容を確認してください。また、振込については都度送付します取引通知書で取引内容を確認してください。万一、取引内容に相違があるときは、直ちにその旨をお客様ダイレクトセンターに申し出てください。
- (2) 取引内容の不一致 お客様と当行との間で取引内容に疑義が生じたときは、当行が保存する機械記録を正当なものとして取扱います。

### 8. 資金移動

- (1) 振替
  - ① 本サービスでの「振替」とは代表口座と振替指定口座間の資金移動をいいます。本サービスでは下記の取引を取扱いします。
    - ① 代表口座から出金して振替指定口座への入金。
    - ② 振替指定口座から出金して代表口座への入金。
  - ② 代表口座から出金して振替指定口座へ入金する場合の入金指定口座はお客様が取引の都度指定するものとします。
  - ③ 振替指定口座から出金して代表口座へ入金する場合の支払指定口座はお客様が取引の都度指定するものとします。
  - ④ 支払指定口座の支払可能残高には、当座貸越が利用できる金額を含むものとします。
  - ⑤ 支払指定口座からの出金については、各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
  - ⑥ 振替金額の上限 1 日当りに振替ができる金額は、当行所定の上限金額の範囲内のお客様が指定する上限金額の範囲内とします。ただし、上限金額の指定がないときは、当行所定の上限金額を上限金額とします。なお、当行所定の上限金額はお客様に通知することなく変更することがあります。
- (2) 振込 本サービスでの「振込」とは上記「振替」以外の資金移動をいいます。
- (3) 外貨預金の資金移動については後記「外貨預金利用規定」に従うものとします。

### 9. 定期預金の預入、解約

- (1) 預入
  - ① 振替指定口座として事前に登録された代表口座の定期預金および通帳式定期預金に代表口座からの振替による預入を受付します。
  - ② 受付時間は当行所定の時間内とします。
  - ③ 適用金利は、受付日に優ける当行所定の金利を適用します。
  - ④ 利子課税区分を、マル優扱いとする定期預金は取扱いできません。
- (2) 解約
  - ① 振替指定口座として登録された定期預金の引出しについて満期解約、中途解約、および満期解約の予約を受付します。ただし、期間 2 年の定期預金については、中途解約を受付できない場合があります。
  - ② 満期解約及び中途解約の元利金は、指定口座へ入金します。
  - ③ 解約予約は、当該定期預金の預入日から満期前日まで受付します。なお、一旦受付した解約予約は取り消すことができません。
  - ④ 受付時間は、当行所定の時間内とし、受付日の取扱いとします。
  - ⑤ 当該定期預金の利子課税区分がマル優扱いの場合は、本サービスでの解約および解約予約は取扱いできません。

### 10. 振込

- (1) 振込金額の上限 1 日当りに振込ができる金額は、本サービス申込時にお客様が指定する上限金額の範囲内とします。ただし、上限金額の指定がないときは、申込時の当行所定の上限金額を上限金額とします。なお、当行所定の上限金額はお客様に通知することなく変更することがあります。
- (2) 振込の受付は、当行所定の時間内に受付します。なお、平日の 14 時までに受付した取引は受付日に処理します。また、振込取引で平日の 14 時以降の受付については、受付日の翌営業日に処理します。
- (3) 振込手数料 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税等を含む。以下同じ）をいただきます。
- (4) 振込資金及び振込手数料は、振込処理時に代表口座より引落します。
- (5) 都度振込により受付した振込先は、当行所定の登録数に達するまで「振込先口座」として登録可能とします。
- (6) 振込金の返却 「入金口座なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却されたときは、代表口座に入金します。この場合、振込手数料は返却しません。
- (7) 内容の照会 お客様の依頼に基づき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があったときは、当行は依頼内容についてお客様に照会することがあります。この場合速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、また不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (8) 組戻し 当行がやむをえないものと認めて組戻しを受付した場合に組戻される振込資金は、代表口座に入金します。この場合、当行所定の組戻手数料（消費税等を含む。以下同じ）をいただきます。なお、組戻手数料は各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書などで、代表口座から引落します。また、振込手数料は返却しません。振込資金が入金済の場合等で組戻しが出来ない事があります。この場合は組戻手数料はいただきません。

### 11. 外貨預金

外貨預金の取扱いの詳細については、後述の「外貨預金利用規定」を参照してください。

### 12. 口座情報の照会

代表口座、届出された振替指定口座、および外貨預金の残高、入出金明細、その他口座情報の照会ができます。

### 1.3. 「ご契約者情報」の喪失

- (1)「ご契約者情報」の喪失 「ご契約者情報」を喪失したときは、直ちに電話等で当行に連絡すると同時に、当行所定の書面により届出てください。
- (2)テレホンサービスを引続き利用する場合は、契約を一旦解約し、新たに申込みする必要があります。
- (3)「ご契約者情報」の再発行 「ご契約者情報」の再発行はできません。ただし、お客様の責任によらず「ご契約者情報」を破損し、「ご契約者情報」の返却ができる場合は、当行所定の手続きのうえ、再発行できるものとします。

### 1.4. 届出事項の変更等

振替指定口座および振込先口座等を変更するとき、また住所・氏名・電話番号・その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の書面により取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行での変更手続きが完了するまで本サービスの利用を一時停止することがあります。

### 1.5. 盗取された契約者番号・暗証番号・第二暗証番号による資金移動<sup>※1</sup>

- (1)盗取された契約者番号・暗証番号・第二暗証番号による不正な資金移動(以下、本条において「当該資金移動」という。)については、お客様が個人である場合には、次の各号のすべてに該当する場合、その効力を生じないものとし、預金者は当行に対して当該資金移動の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①契約者番号・暗証番号・第二暗証番号の盗取に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること。
  - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
  - ③捜査当局に対し、預金者より被害事実等の事情説明など真摯な協力が行われていること。※1.資金移動とは、本規定の第8条および【香川銀行テレホンサービス外貨預金利用規定】の第2条に規定する資金移動をいう。
- (2)前項の請求がなされた場合、当該資金移動が預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた資金移動の額および手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この契約者番号・暗証番号・第二暗証番号が盗取された日(契約者番号・暗証番号・第二暗証番号が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約者番号・暗証番号・第二暗証番号を用いて行われた不正な資金移動が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
  - ①当該資金移動が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
    - A 当該資金移動が預金者の重大な過失により行われたこと。
    - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事従事者(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合。
    - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
  - ②契約者番号・暗証番号・第二暗証番号の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
- (5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることできません。
- (6)当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

### 1.6. サービスの解約、利用停止等

- (1)任意解約 本契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約できるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- (2)強制解約 お客様が次の項目のいずれかに該当するときは、当行はお客様に通知することなく本サービスの利用を解約できるものとします。
  - ①代表口座が解約されたとき。
  - ②1年以上本サービスの利用がなかったとき。
  - ③当行に支払うべき手数料を3か月以上延滞したとき。
  - ④前項2.本人確認、(2)契約者番号・第二暗証番号によるご契約者情報が、郵便不着等の理由で郵便局から当行に返却されたとき。
  - ⑤住所変更の届出を怠る等お客様の責に帰すべき事由により、当行でお客様の所在が不明となったとき。
  - ⑥相続の開始があったとき。
  - ⑦支払の停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申し立てがあったとき。
  - ⑧当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。
- (3)利用停止 契約者番号・暗証番号・第二暗証番号が盗取され他人に不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合には、本サービスの利用を停止することがあります。

### 1.7. 契約期間

本サービスの契約期間は申込日から申込日の1年後の応当日の前日までとし、お客様または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 1.8. サービス利用手数料

本サービスの利用に当っては、当行所定の手数料(消費税等を含む。以下同じ)をいただきます。この場合、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)にかかわらず、通帳および払戻請求書など当行所定の日に当行所定の方法により代表口座から引落します。なお、利用手数料はお客様に事前に通知することなく変更することがあります。

## 1.9. 免責事項

- (1)照会、連絡
  - ①住所変更等の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類が延着、または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
  - ②お客様の取引依頼内容について当行がお届けの住所または連絡先に照会・通知を行うことがあります。住所変更、不在、電話の不通等により照会・通知ができないとき、また回答がないとき、および不適切な回答があったときに生じる損害については、当行は責任を負いません。
- (2)通信手段等の障害 端末機・通信回線またはコンピュータ等の障害、災害・事変、輸送中の事故、裁判所等の公的機関の措置等、当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となったときに生じる損害については、当行は責任を負いません。

## 2.0. 規定の準用

本規定に定めがない項目については各取引または各サービス口座にかかる各種規定により取扱います。

## 2.1. 規定の変更

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 2.2. 譲渡・買入れの禁止

本サービスに基づくお客様の権利および「ご契約者情報」は譲渡または買入れすることはできません。

## 2.3. 合意管轄

本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

### 【香川銀行テレホンサービス 外貨預金利用規定】

本サービスで取扱いする外貨預金は、当行所定の通貨に限定したステートメント式外貨普通預金のみとし、各預金規定に定める事項の他、次の規定に従って取扱います。

## 1. 利用対象者

- (1)本サービスで外貨預金の取引ができるお客様は、香川銀行テレホンサービスの会員であり、かつステートメント式外貨普通預金をお持ちの方に限ります。
- (2)外貨預金の取引にあたっては、代表口座のある取引店窓口でのステートメント式外貨普通預金口座の開設が必要です。
- (3)口座開設時に取引店においてリスクおよび商品概要に関する説明を受け、その内容について理解、承諾したうえでお客様の責任において取引するものとします。
2. 資金移動 本サービスで取扱いする資金移動は、代表口座とステートメント式外貨普通預金口座との振替による入金、出金取引とします。
3. 取扱日、取扱時間 本サービスの取扱日、取扱時間は当行が別途定めるものとし、お客様に通知することなく変更することがあります。
4. 取引限度額 1日当りに取引ができる金額は、代表口座からステートメント式外貨普通預金口座への振替の場合は、当行所定の金額を上限とします。また、外貨取引以外の取引額との合算はしません。

## 5. 適用相場

- (1)入出金時に円貨で受け払いを行う場合は、取引時における当行所定の為替相場を適用します。(外国為替予約はご利用できません)
- (2)一件10万通貨単位以上の取引の場合は、公示相場によらず市場実勢相場を基準とする相場を適用します。

## 6. 為替手数料

本サービスでこの預金の預入取引または払戻取引を行う際には、当行所定の為替手数料をいただきます。

## 7. 為替変動リスク

外貨預金は為替相場の変動により為替差損が生じ、払戻円貨額が預入円貨額を下回るリスクがあります。また為替相場に変動がない場合でも、換算相場には為替手数料が含まれるため、払戻円貨額が預入円貨額を下回るリスクがあります。

## 8. 取引明細書等

預金の受け払い取引がなされた場合には、当行所定の取引明細書を発行するものとし、通帳・証書等は発行しません。

## 9. テレホンサービスの解約

テレホンサービスを解約する場合は、事前に取引店窓口でのステートメント式外貨普通預金口座の解約手続きが必要です。

## 10. 預金保険

外貨預金には、預金保険は適用されません。

## 1.1. 規定の変更

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

令和2年6月1日現在